

平成 19 年度第 4 回北九州市高齢者介護の質の向上委員会 会議要旨

1 開催日時

平成 20 年 3 月 25 日（火）18:00～20:30

2 開催場所

総合保健福祉センター“アシスト” 2階 講堂
（小倉北区馬借一丁目7番1号）

3 出席者等

（1）委員

井田委員、一広委員、伊藤委員、今村委員、大中委員、河原委員、小林委員、下河辺委員、白木委員、菅中委員、高田委員、田中委員、富安委員、中野委員、中村委員、橋元委員、原田委員、箱崎委員、舟谷委員、村上委員、吉田委員、渡辺（正）委員、渡邊（良）委員 計 23 名

欠席者 尾籠委員、白石委員、宮崎委員、渡邊（宏） 計 4 名

（2）事務局

保健福祉局長、総合保健福祉センター所長、地域福祉部長、地域福祉部参事、総務課長、計画課長、高齢者福祉課長、健康推進課主幹、障害福祉センター所長、精神保健福祉センター所長、介護保険課長、介護保険課主幹 ほか 計 30 名

（3）傍聴者

計 40 名

4 会議内容

（1）委嘱状交付

（2）認知症対策専門委員会の設置について

ア 事務局説明

イ 委員長・副委員長の選出

ウ 質の向上委員会設置要綱の改正

（3）報告事項

ア 各専門委員会からの報告

（ア）地域包括支援センター及び介護予防評価専門委員会

a 事例報告「若松 2 圏域内におけるネットワーク研修会」

b 事例報告「社会資源活用ブック（八幡西）」

（イ）地域密着型指定専門委員会

（4）議題

ア 地域包括支援センターの人員体制について

イ 地域包括支援センターの自己点検・運営方針について

（5）その他

ア 「いのちをつなぐネットワーク」について

イ 平成 20 年度地域支援事業の概要

5 会議内容及び発言趣旨

(1) 委嘱状交付

第4回質の向上委員会（以下「委員会」という）から新たに以下の2名を委員として委嘱した。

北九州市医師会 理事 井田 能成 氏
 若松区保健・医療・福祉・教育地域連携推進協議会 会長 村上 吉博 氏

(2) 認知症対策専門委員会について

ア 認知症対策専門委員会の設置

第3回委員会において、認知症対策を総合的に展開するため、委員会の4つ目の専門委員会として「認知症対策専門委員会」を設置することを説明した。

当初、認知症対策専門委員会の委員として、医師会や弁護士会、学識経験者及び関係団体などによる構成を検討していたが、認知症の実態等を把握している施設の代表者なども加えた方がよいとの意見があったため、準備会において検討し、以下のとおり再提案し、了承いただいた。

| 所属 | 役職名 | 氏名 |
|----------------------------|-------------|-------|
| 北九州市医師会 | 理事 | 井田 能成 |
| 福岡県弁護士会北九州部会 | 副部会長 | 河原 一雅 |
| 老いを支える北九州家族の会 | 会長 | 高田 芳信 |
| 福岡教育大学教育学部 | 教授 | 中村 貴志 |
| 若松区保健・医療・福祉・教育地域連携推進協議会 | 会長 | 村上 吉博 |
| 福岡県高齢者グループホーム協議会 | 理事 | 田中 秋子 |
| 福岡県介護支援専門員協会 | 北九州市支部長 | 白木 裕子 |
| 福岡県作業療法協会 認知症・草の根ネットワーク | 副会長 実行委員 | 吉田 隆幸 |

イ 委員長・副委員長

準備会において検討した委員長、副委員長の選任について報告を行った。委員会の承認を得たため、委員長として井田能成委員、副委員長として河原一雅委員が就任した。

ウ 質の向上委員会設置要綱の改正

認知症対策専門委員会の設置に伴い、本委員会設置要綱の改正を行った。

主な改正内容は、次のとおりである。

- ・委員会の所掌事務に「総合的な認知症対策（普及啓発・予防・早期発見・ケア・医療連携・家族支援・地域連携など）の推進に関すること」を追加する。
- ・本委員会の委員は30名以内をもって組織する。
- ・専門委員会での審議内容として、「総合的な認知症対策（普及啓発・予防・早期発見・ケア・医療連携・家族支援・地域連携など）の推進に関すること」を追加する。

(3) 各専門委員会からの報告

ア 地域包括支援センター及び介護予防評価専門委員会

(ア)1月から2月までの主な協議内容

平成19年度の介護予防事業（地域支援事業）の進捗状況

- ・特定高齢者決定者数 平成19年度（4～12月） 1,635
- ・特定高齢者決定者の把握経路 介護予防健診 74.5%、高齢者サービス 10.2%
- ・ケアプラン作成数 平成19年度（4～12月） 464件
- ・筋力向上トレーニング教室や介護予防太極拳教室などの一般高齢者施策の実施状況を報告した。

介護予防給付ケアマネジメント委託事業者の承認状況

- ・平成20年4月1日付で予防給付ケアマネジメント業務委託契約を5事業所と締結した。

地域包括支援センターの運営状況

- ・本件については、(4)議題 アにおいて詳細を説明した。

地域包括支援センターの評価方法について

- ・本件については、(4)議題 イにおいて詳細を説明した。

(イ)事例報告「若松2圏域内におけるネットワーク研修会」

- ・地域包括支援センター若松2圏域内における介護保険事業所が、相互連携を目的とした研修会を3月7日に開催した。
- ・職員3人が介護保険事業所を訪問し、参加依頼をしたところ、居宅介護支援事業所や通所サービス事業所等から70名の関係者が参加した。
- ・アンケート結果では、「他職種と交流ができてよかった」「ケアマネジャーとの連携が主で、職種間での研修が少なく、意見交換ができてよかった」などの感想があった。
- ・今後の研修会の要望として、「徘徊ネットワークの実情と利用者情報など、若松区の現状を知りたい」「ボランティア・民生委員の方のお話も聞きたい」などがあった。
- ・今後も、社会資源の把握や地域における問題点など、情報の共有が図れるように定期的に研修会を開催する。

(ウ)事例報告「社会資源活用ブック（八幡西）」

- ・八幡西区では、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが本市のセンター職員研修を受講したのをきっかけに、社会資源をまとめていく必要性を改めて感じたことから、主任ケアマネジャーが主体となって、社会資源の情報収集を行うことにした。
- ・医療・福祉・介護の社会資源と地域の教室や集まりなどの地域資源、宅配弁当や商店街情報などの生活資源などに分類するなかで、今年度は生活資源の情報を収集することとした。
- ・統括・地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが居宅介護支援事業所84事業所を個別訪問し、社会資源について 困難事例について 連携について 地域包括支援センターに望むこと などについて意見を聞いた。その後、提出された意見や質問に答える形で12月に区役所に集ってもらい、地域包括支援センターの圏域ごとのグループに分かれて社会資源等の情報交換を行った。その情報をまとめ、「社会資源活用ブック」を作成した。

- ・今後も地域資源や、施設、ボランティア等内容を拡充していきたいと考えている。

イ 地域密着型指定専門委員会

- ・地域密着型指定専門委員会は、2月に計2回開催した。主な協議内容は、「門司区と小倉北区での地域密着型サービス事業所の視察」や「地域密着型サービス事業所指定審査」等である。なお平成20年3月1日付の指定状況は以下のとおりである。

| | | |
|---------------|----------------|----------|
| 認知症対応型通所介護 | 40事業者（うち平成19年度 | 6事業者） |
| 小規模多機能型居宅介護 | 9事業者（ | ” 6事業者） |
| 認知症対応型共同生活介護 | 98事業者（ | ” 10事業者） |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | 2事業者（ | ” 1事業者） |
| 夜間対応型訪問介護 | 1事業者（ | ” 1事業者） |

- ・認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設の未整備分については平成19年度末に再公募を行う。
- ・小規模多機能型居宅介護については、利用者の動向を見ながら整備を進めていく。

（4）議題

ア 地域包括支援センターの人員体制について

平成20年4月1日付で地域包括支援センター人員体制の変更を説明し、了解を得た。

（人員体制の変更）

- ・保健師 4人変更（その他、4/25付で1名が確定）
- ・主任介護支援専門員 6人変更
- ・社会福祉士 11人変更
- ・予防給付担当ケアマネジャー 6人変更

（総人員数）

| 保健師 | 主任介護支援専門員 | 社会福祉士 | 予防給付担当ケアマネジャー |
|-----|-----------|-------|---------------|
| 31人 | 31人 | 31人 | 63人 |

イ 地域包括支援センターの自己点検・運営方針について

- ・地域包括支援センターの自己点検は、職員全員が地域包括支援センターの業務全般についてチェックを行い、強みを伸ばし弱みを克服することにより、業務改善を図っていくこと、また今後1年間の取り組むべき課題や方向性を明らかにした運営方針を作成することを目的としている。
- ・自己点検は、地域包括支援センターを横並び評価するものではない。
- ・地域包括支援センターだけの課題として捉えるのではなく、市全体の課題として捉えていく。

【発言要旨】

委員：具体的に事例を出してもらって、疑問点などを積極的に出していけば、統括支援センターが地域包括支援センターをどのようにサポートしているかが見えてくると思う。

委員長：具体的な事例をあげると、他の地域包括支援センターの参考にもなる。良い事例でもいいが、うまくいかなかった事例でもいいと思う。

- 委員：すべての項目について、横並びの点数配分をするのではなく、例えば総合相談支援業務に重点化するような仕組みにすべきではないか。
- 委員：自己点検の公表は単独ですべきではない。自己点検だけ公表しても市民の役にたたない。第三者評価が確立された段階で、自己点検表と第三者評価とをセットで公表してはどうか。
- 委員：横並びの評価にならないのは、地域特性があるからだと思う。地域特性があるから重点課題が変わってくるのは当たり前で、こういう活動になりましたということになる。
- また、横並びの評価も必要だと思う。力量が低ければ高めてもらうことも必要だから、二つの意味合いでとらえていかないといけないと感じている。
- 専門委員長：もう少し深く読んでいただければ、力量だけでないことがわかっていただけと思う。自己点検と力量とをどうクロスしていくかという課題があることは専門委員会でも承知している。
- また、この結果をどのように市民に公表していくかについては、非常にリスクを感じている。どういう方向で市民に提供していくか、今後の課題である。
- 委員：極端に評価点数が低い地域包括支援センターがあるが、これは何か理由があるのか。
- 事務局：自己評価の難しいところである。自己点検なのでマニュアルをみて、それぞれが判断することになる。自らに厳しいところ、逆に甘いところもある。単純に「できている」「できていない」だけではなく、市民にきちんと説明するための何らかの仕組みが必要だと思う。
- 事務局：「できている」の根拠は何か、できていることがきちんと説明できるよう記録が残されているかといったところまで確認して評価をつけている。そのため、業務としては本当はやっているが、記録が残されていないため点数が低いといったところもある。
- また、領域ウェイトについては、前回の委員会でも議論があった。総合相談支援業務については、項目数を増やす形をとっている。
- 公表については、市は説明責任があるため、公表するのが基本である。しかし、自己評価だけを公表すると、ご指摘のとおり市民が混乱することになる。自己点検だけでなく第三者評価とセットで公表するべきであるが、これについては評価専門委員会の中で今後議論していく。
- 委員：総合相談支援業務がしっかりできていれば、高齢者虐待対応や包括的・継続的マネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務も充実していく。地域包括支援センターの業務の中で何が基盤になるのかということも議論したうえで進めていかないと、現場は混乱してしまう。
- 西統括：約1週間で話し合っただけで評価をつけた。話し合うことで、自分たちの仕事の振り返りができ、とても効果があったと思う。何が重要で、自分たちにはまだまだできていないとか、いろいろ考えたのだが、それが評価表には出にくかったのかなと、本委員会での話を伺って感じた。
- 副委員長：総合相談支援業務が重要であることは十分認識している。評価専門委員会ではかなりクローズアップして議論してきた。傾斜配分することについても検討した。しかし、地域包括支援センターそのものがまだ始まったばかりでもあり、

とりあえずは職員一人ひとりが自分の業務を振り返っていこうということで自己点検を行った。地域包括支援センターの職員が一生懸命頑張れば頑張るほど燃え尽き症候群になってしまい、結果として後退してしまいますことになる。

地域包括支援センターのバックアップ、統括支援センターのバックアップをどのようにしたらいいか考えないといけない。

委員長：個々に起こる問題についてサポート体制がしっかりしてないといけない。

委員：地域包括支援センターに関して今後懸念されるのは、活動が活発になればなるほど、クレーマーが増えてくる。クレーマーの対策を考えておかないと現場は大変なことになる。

委員：市民だけでなく介護サービス事業者にも情報提供することを議論してほしい。むしろ、事業者に対する情報の提供の方が効果が高いのではないか。若松や八幡西の話にもあったが、情報共有が非常に重要で、事業者の方の意識を高めることも効果があると思う。評価専門委員会ぜひご検討いただきたい。

(3) その他

ア「いのちをつなぐネットワーク」について

【報告内容】

- ・近年の社会状況として、家族や地域における支えあい機能の低下やコミュニケーションの希薄化、家族や地域から孤立した世帯の増加などが、北九州市のみならず全国的に起こっている。本市でも、門司区や小倉北区で、家族や地域から孤立した状態での孤独死が発生したところである。
- ・昨年行った民生委員・児童委員に対するアンケートでは、担当地区内で会う意思が感じられない世帯の数について、「1世帯」との回答が約10%と最も多いほか、「2世帯」との回答が6%、「3世帯」が約4%である一方、「10世帯以上」と回答した人が55人いるなど、地区によってばらつきがあることが結果として出ている。
また、生命に差し迫った危険があった方への対応として、約4割の方が対応した経験があると回答し、孤独死が起こった回数については、民生委員からの回答を集計すると231件の孤独死が発生していることが分かった。
- ・2月16日には、「孤独死について考える講演会」を開催し、約400名の民生委員や自治会長の方々に一緒に勉強していただいた。
- ・全民生委員に対し、「孤独死防止の手引」を配付した。
- ・今後の保健福祉行政の方針として、市民が家族や地域から孤立し、さまざまな制度やサービスを受けられない状態で死に至ることがないよう、“全てのいのちを大切にする”という強い信念のもと、地域を支援する新しい仕組みとして「いのちをつなぐネットワーク」事業を平成20年度から開始する。
- ・行政が地域の中に入り込み、地域福祉の面からの地域づくりを地域の方々と協働し、地域の課題を地域で解決するという、真の三層構造による地域福祉のネットワークを完成させる。それを実現させる方法として、係長級職員である「いのちをつなぐネットワーク担当係長」を区役所に計16名配置する。
- ・「いのちをつなぐネットワーク」は新たなネットワークを構築するものではなく、既存のネットワーク、民生委員や福祉協力員、まちづくり協議会といったものをいかに有機的に結び付けていくかということ。

- ・地域包括支援センターや各区推進協議会との連携が必要となってくる。
- ・「いのちをつなぐネットワーク担当係長」は、配置当初は、役割を確実に実行できるよう3ヶ月程度の専門研修の受講や地域住民・地域団体・ボランティア・NPOなどとの信頼関係を構築するための意見交換会などを行う予定である。そのため、本格的な活動は、平成20年の半ばを予定している。
- ・平成20年4月1日以降、保健福祉局の組織見直しを行っている。在宅高齢者対策やいのちをつなぐネットワーク事業、介護保険制度、健康づくり、生活保護を一体的に運営していくため、地域支援部を創設した。
- ・保健福祉局の組織見直しに伴い、本委員会の事務局についても、平成20年4月以降、以下のとおり変更することとなる。

| | |
|------------------------------|---------------------------------|
| 北九州市高齢者介護の質の向上委員会 | 事務局：介護保険課（従来どおり） |
| ・地域密着型指定専門委員会 | 事務局：介護保険課（高齢者福祉課から移管） |
| ・尊厳擁護専門委員会 | 事務局：介護保険課（従来どおり） |
| ・地域包括支援センター及び介護予防 評価専門委員会 | 事務局：いのちをつなぐネットワーク推進課（介護保険課から移管） |
| ・認知症対策専門委員会 | 事務局：高齢者支援課（介護保険課から移管） |

【発言要旨】

- 委員：各区に地域包括ケア会議というものがあるが、なぜネットワークの中に組み込まれてないのか。内容的にはそんなに変わらないことを行っており、地域包括ケア会議に役割を持たせてやっていくことが非常に有効だと思う。
- 事務局：いのちをつなぐネットワーク担当係長は、地域での日常的な活動は民生委員の方々などが行うが、個人として地域で活動をする。その際に、さまざまなネットワークとの連携が必要であり、地域包括ケア会議との連携もあると思う。地域包括ケア会議との連携については、今後検討していきたい。
- 委員：今年から地域包括ケア会議のメンバーはパワーアップしていると思う。警察や消防の方をメンバーに入れていこうとしている。もっと活用してほしい。
- 委員：コミュニティソーシャルワーカーとあるが、地域包括支援センターの社会福祉士との関係性が見えてこない。ソーシャルワークは社会福祉士の専門的な技術であり、総称してコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と言っている。
- 事務局：いのちをつなぐネットワーク担当係長が見守り対象とするのは高齢者だけではなく、幅広い方である。地域包括支援センターは介護保険制度上のものであり、65歳以上の高齢者を対象としている。
- 委員：いのちをつなぐネットワーク担当係長にどのような権限と役割を与えて研修をするのかよくわからないが、以前あった年長者相談コーナーの担当係長をイメージしているとすれば素晴らしいことだと思う。
- 委員：地域包括支援センターとは対象が違うことだが、地域包括支援センターもネットワークの構築のために一生懸命頑張っている。またここにもネットワークということになれば、どこに集約をしていくのか見えてこない。さきほど指摘があったように16人の係長達が苦勞すると思う。例えばモデル事業をやるとか、段階を踏んで土台づくりをしたうえでやらないと、またでこぼこが激しくなっていく。

事務局：先ほど委員から話があったように、以前あった年長者相談コーナーをイメージしており、それが蘇ったと理解してもらえればわかりやすいと思う。当初は、地域包括支援センター24ヶ所に置くという議論もあったが、対象者が高齢者だけに限らないことやさまざまな実情を考慮したものである。しかし、これは新たなネットワークをつくるのではなく、既存のネットワークの中に行政の職員が入って行って、何のサービスにも繋がっていない方を対象に、民生委員など共に見守っていく、あるいはサービスにつなげていくというものである。これまで、民生委員など地域に任せきりだったという反省のうえにある。一からネットワークをつくるものではない。また、担当係長には役割を確実に実行できるよう実技等を含めた3ヶ月間の研修やフォローアップの研修をやっていく。また、我々が想定しているハイリスク者というのは1,000人から2,000人と考えている。

委員：区役所のどこに置くのか

事務局：地域包括支援センターと同じ生活支援課に置く。

委員：民生委員として活動していて、高齢者の方の理解がないということを感じる。マンションが増え、手を差し伸べたとしても誰も乗ってこない。民生委員には「ほうれんそう」というものがあり、「訪問活動」「連絡」「相談」を指導している。民生委員の活動を始めて30年になるが理解が足りない。理解があるところは、地震や災害があったところで、協力体制ができています。福岡では、これまで見向きもしなかった人達が地震をきっかけにするようになった。年長者の方々に手を差し伸べたら乗ってくる仕組みが絶対に必要だと思う。

委員：コミュニティソーシャルワーカーという言葉を使っていいのかどうか疑問に思うが。

事務局：実際は、「いのちをつなぐネットワーク担当係長」という名称である。

局長：二百数十人をどう救うのか、局内でいろいろと議論してきた。地域包括支援センターも視野に入れて検討してきた。しかし、今の制度の枠の中ではそれが難しいと判断したものである。これを未来永久にやろうというのではなく、いずれは地域包括支援センターの中にと考えているが、そうなれば今の地域包括支援センターとは違うものになると思う。そのためのワンステップとして、いのちをつなぐネットワークを進めていきたい。進めていく中で、委員の皆様にお知恵をお借りしたい。

イ 平成20年度地域支援事業の概要

- ・平成19年度は地域支援事業の総額が保険給付費(計画値)の2.3%以内とされていたが、平成20年度は3.0%以内とされている。
- ・平成20年度地域支援事業は、介護予防事業614,405千円、包括的支援事業・任意事業1,228,724千円の合計1,843,129円である。
- ・介護予防事業については、介護予防効果や費用対効果などの視点から、事業全体の見直しを実施した。
- ・また、平成20年度から介護予防検診を介護予防事業において実施することとされており、200,413千円を計上している。
- ・任意事業では、認知症対策を総合的に展開していくため、新たに「認知症啓発・対策推

進事業(26,181千円)」を計上している。